

議案第135号

上越市リフレッシュビレッジ施設条例の一部改正について

上越市リフレッシュビレッジ施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月4日提出

上越市長 小菅淳一

上越市リフレッシュビレッジ施設条例の一部を改正する条例

上越市リフレッシュビレッジ施設条例（平成11年上越市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第10条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 月曜日 午前11時から午後3時まで

イ その他の日 午前11時から午後3時まで及び午後5時30分から午後9時まで

第11条第1号ただし書中「休日」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）」に改め、同条第3号を次のように改める。

(3) ヨーデル金谷 次に掲げる日

ア 火曜日、第2水曜日及び第4水曜日。ただし、これらの日が休日に当たるときは、その翌日

イ 12月30日から翌年1月3日まで

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の上越市リフレッシュビレッジ施設条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。